平成２１年（フ）第４３号
長野県伊那市御園1222番地１
債務者　竹山榮一こと　朴　　甲基
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　長野地方裁判所伊那支部
平成２１年（フ）第４４号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地1721
債務者　冨樫　幸治
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　長野地方裁判所伊那支部
平成２１年（フ）第５０号
長野県上伊那郡南箕輪村1930番地９
債務者　清水　直樹
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　長野地方裁判所伊那支部
平成２１年（フ）第４８号
兵庫県洲本市上物部492番地５
債務者　梶　　博志
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２１年（フ）第４９号
兵庫県洲本市上物部492番地５
債務者　梶　　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２１年（フ）第４１号
高知県幡多郡黒潮町鈴282番地
債務者　森田　隆寿
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　高知地方裁判所中村支部
平成２１年（フ）第４５号
高知県幡多郡黒潮町浮鞭2809番地
債務者　山本　陽子
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　高知地方裁判所中村支部
平成２１年（フ）第３２４号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地29―Ｃ棟202号
債務者　濱﨑　千尋
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３３８号
長崎県長崎市油木町202番地１　松本マンション307
債務者　浦川　　修
１　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第５９号
沖縄県うるま市石川曙３丁目５番59号　まるみアパート202
債務者　名嘉村寿志
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２１年（フ）第８１号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原112番地２　金良貸間１Ｆ
債務者　玉那覇寛美（旧姓照屋）
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２１年（フ）第８６号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜379番地３　嘉手納町営水釜高層住宅302号
債務者　池原しのぶ（旧姓儀間）
１　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
　　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２１年（フ）第７６７号
神戸市垂水区本多聞４丁目３番210―304号
債務者　吉村　英貴
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第８０１号
神戸市長田区房王寺町４丁目７番12号ロイヤルコートナグラ302号
債務者　髙井　友香
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第８１７号
神戸市須磨区寺田町３丁目１―32―202、住民票上の住所神戸市長田区長尾町２丁目16番12―305号
債務者　奥井ひとみ（旧姓山之内）
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第８２４号
神戸市兵庫区菊水町10丁目37番地の１　菊水西住宅401号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目９番14―205号
債務者　野口　明子
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第８３２号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の16　市営夢野台住宅２―303号
債務者　芝　　壽明
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部